

第 章 消毒ポイント作業

第1 消毒ポイント

1 目的

各制限区域内の幹線道路付近等に消毒ポイントを設置し、車両消毒等を行うことにより移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止する。

2 候補地の選定

消毒ポイントの設置に当たっては、下記条件を満たす候補地を事前に設定し、コンテナハウスや消毒作業場所等のレイアウトを検討する。現在の消毒ポイント候補地については、別添参考資料2「県北振興局消毒ポイント一覧」を参照。

(1) 設置場所の条件

- ・大型車両の誘導、停車可能なスペースを有すること。
- ・車両の出入りに際し、視界が確保されていること。
- ・交通渋滞を引き起こさない場所であること。
- ・コンテナハウス、機材等を設置するスペースがあること。
- ・設置場所の地権者の了解を得られること。

(2) 候補地の調査

- ・消毒ポイント候補地の調査は、必要に応じて、家保、南部地域普及課、市町で行う。

3 消毒ポイントに係る役割分担

機関	役割
南部地域普及課	<ul style="list-style-type: none">・消毒ポイント業務に係る統括・消毒ポイントの管理・運営・各種道路許可申請書の作成及び申請・消毒作業人員の人員配置・毎日、各ポイントの班長から作業状況（消毒台数等）を集約し、県防疫対策本部（畜産課）へ報告。・業者委託時の業務引継書の作成・消毒ポイント候補地の選定
家保	<ul style="list-style-type: none">・消毒ポイント候補地の選定・消毒ポイント設置場所の決定
北部地域普及課	<ul style="list-style-type: none">・消毒ポイント資材の運搬、発注
市町	<ul style="list-style-type: none">・消毒ポイント候補地の選定に係る協力・消毒ポイントに使用する水源及び電力確保に係る協力・消毒ポイント作業人員の派遣

4 タイムフロー

時間	事項	作業	主担当
9:00	異常通報		
		消毒ポイント設置案作成 所有者への使用の可否の確認	家保 (所有者:道路管理者、市町、団体等)
12:30	簡易検査陽性		
		設置場所の決定	家保
		消毒ポイント設置に係る手続き	南部地域普及課
		消毒ポイントの班編成 動員は局総務課	南部地域普及課
21:00	資材到着		
		消毒ポイント設営	南部地域普及課 北部地域普及課
5:00	PCR 陽性		
		消毒ポイント動員者移動	
1日目 8:00	防疫作業開始	消毒作業開始	南部地域普及課 市町
		概ね3日間消毒作業 委託事務作業の進捗により 作業期間変更あり。	〃
4日目		委託業者に引き継ぎ	南部地域普及課
25日目	移動制限解除		
		消毒ポイント撤収	南部地域普及課 北部地域普及課 家保

5 消毒ポイント設置案の作成

家保は、簡易検査陽性後、下記を考慮しながら、消毒ポイント設置（「初動防疫報告票3」）案を作成する。

- ・発生農場を中心とした概ね半径1kmの周辺、3kmの移動制限区域・10kmの搬出制限区域の境界付近の消毒ポイント候補地から選定。

低病原性の場合は、概ね半径1kmと5km付近とする。

- ・感染拡大防止に有効と認められる最小限の箇所数とする。
- ・感染拡大防止に重点を置き、原則として、発生地から遠ざかる畜産関係車両を消毒するため、車両の進行方向を考慮する。

6 設置場所の決定

(1) 使用の可否の確認

家保は、設置（案）場所の所有者に連絡（必要に応じて「初動防疫報告票3」を提示）し、消毒ポイントとしての使用の可否を確認する。

- ・所有者が市町以外の場合は、家保が使用の可否の確認を行う。
- ・所有者が市町の場合は、市町が施設管理者への確認も含め可否の確認を行い家保に報告する。

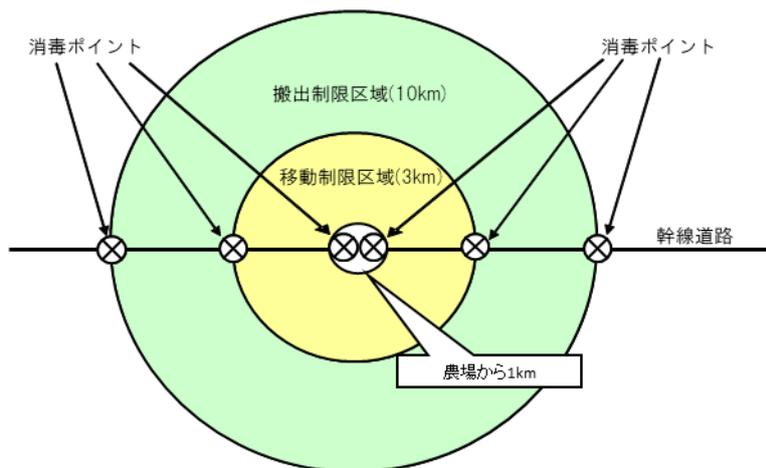
(2) 設置場所の決定

家保は、各設置場所の使用の許可が確認された後、最終の設置案を作成し、県防疫対策本部へ報告、県防疫対策本部が正式に決定する。家保は、決定内容について設置場所の所有者に報告する（メール、FAX、電話のいずれか）

消毒ポイントの設置場所

搬出制限区域及び移動制限区域境界付近、農場から1km以内の幹線道路付近・港湾等に設置する。

〔イメージ図〕



7 消毒ポイント設置に係る手続き

○各種手続きについては、南部地域普及課が行う。

(1) 道路占用の許可

【申請先】

- ・市町道：所管市町
- ・国道（指定外）及び県道等：振興局
- ・国道（指定）：国土交通省長崎河川国道事務所佐世保出張所
- ・高速道路：NEXCO 西日本高速道路事務所

【申請書類等】

- ・「道路占用許可申請書」、「道路占用届出書」
- ・添付書類（道路占用の場所、物件の構造等を明らした図面等）

消毒ポイント業務終了後は「現状回復届」を提出する。

(2) 道路使用の許可

【申請先】

- ・道路を使用する場所を管轄する警察署

【申請書類等】

- ・「道路使用許可申請書」
- ・添付書類（道路使用の場所、方法等を明らかにした図面等）

(3) その他

必要に応じて、消毒ポイント所有者に対する使用許可等の手続きを行う。

8 消毒ポイント班員の人員配置

南部地域普及課は、総務課からの消毒ポイント動員表を基に、各消毒ポイント作業員の人員配置を決定する。決定した配置人員については、総務課に報告する。

9 消毒ポイントの設営

- ・設営は農林部南部地域普及課で行う。
- ・各所資材の配置は、消毒ポイント毎に事前作成した設置案に基づき設営すること。なお、設営に当たっては、地権者の意見を尊重すること。
- ・消毒ポイントに係る資材（リース資材、備蓄資材等）は、資材班（北部地域普及課）が手配する。

資材の配送を赤帽に要請する場合は、第 7 章第 7 の 1 2 (3) を参照。

資材については、後述の消毒ポイント資材一覧表を参照。

消毒ポイント看板設置については、消毒ポイント看板作成及び設置要領を参照のこと。

10 消毒ポイント作業

(1) 消毒ポイントの組織体制

役割	所 属		主な作業内容
管理者 (班長)	南部地域普及課	1 名	・車両消毒済証明書の発行 ・車両消毒実施記録の記載 ・消毒関係消耗品等使用簿の記載 ・消毒ポイント作業記録簿の記載 ・資材の在庫点検、追加搬送要請 ・後任の作業スタッフへの引継ぎ ・作業状況を振興局の責任者（南部地域普及課）に報告する。
消毒作業員	市町	2 名	・動力噴霧器による畜産関係車両の消毒 ・車両消毒マット（一般車両用等）の

			消毒液補充・消毒場所への車両の案内 ・消毒場所への車両の案内（車両案内人を別途動員しない場合）
（車両案内係）	（市町）	（1名）	・消毒ポイント内での消毒場所への車両の案内

車両案内人は、必要と判断される消毒ポイントにのみ市町から人員を動員する。車両交通誘導員については、原則として動員しない。

管理者については、南部地域普及課が担当することとしているが、消毒ポイント追加設置等があった場合は、必要に応じ、林業課、森林土木課から動員する。

（2）作業時間

24時間体制（8時間3交代）。作業時間は概ね次のとおりとする。

- ・ 8：00～16：00
- ・ 16：00～24：00
- ・ 24：00～ 8：00

（3）作業期間

県が運営する期間は、業者へ委託するまでの発生初期（概ね防疫作業開始から3日間）とする。ただし、委託事務手続きの関係や受託業者の状況次第で委託までの期間が変わる可能性がある。

（4）消毒ポイントの作業状況の報告

- ・消毒ポイント班長は、前日の「車両消毒実施記録簿」（様式2）「消毒ポイント作業記録」（様式4）を南部地域普及課に報告する。
南部地域普及課は、各消毒ポイントから報告があった「車両消毒実施記録簿」（様式2）「消毒ポイント作業記録簿」（様式4）を県防疫対策本部（畜産課）に報告する。
- ・消毒ポイント班長は、「車両消毒実施記録簿」（様式2）「消毒関係消耗品等使用簿」（様式3）「消毒ポイント作業記録簿」（様式4）を記載し、交代時に次クールの班長に引き継ぐ。

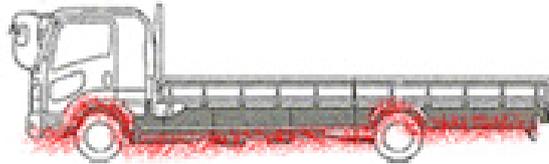
【留意事項】

- ・作業がしやすい、汚れてもよい服装で参加する。
- ・現地では、防疫服等を着用する。
- ・作業終了時は、防護服、インナー手袋、マスク、タオルはゴミ袋に廃棄する。
- ・現地までの交通手段は各所属で確保する。

(5) 具体的な作業内容

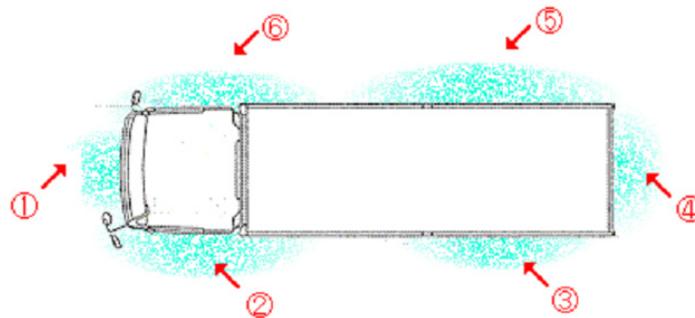
～消毒ポイントにおける車両消毒マニュアル～

消毒ポイントにおける動力噴霧器による消毒は、原則として制限区域から出る畜産関係車両（家きん運搬車・集卵車・飼料運搬車など）を対象とし、必要に応じて一般車両も対象とする。



1. 消毒ポイントに進入してきた車両を動力噴霧器の場所に誘導。（消毒作業員）
2. 車両の停止を確認し、車両消毒を実施。（消毒作業員）
3. 消毒は、車両の前面から消毒液を噴霧、続いて側面、後方、反対側面の順に車体上部から下部に向けて実施。荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒する。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意する。（消毒作業員）

（例）



〔作業手順〕消毒作業員 A： 、消毒作業員 B：

4. 消毒作業中に運転手に下車してもらい、コンテナハウス内で聞き取りを行い、「車両消毒済証明書」（様式 1）を作成するとともに、車両番号等を確認し「車両消毒実施記録簿」（様式 2）に記録する。（管理者）
5. 予め準備した消毒用スプレー及び消毒マットにより運転手に手指の消毒及び足底消毒を依頼するとともに、運転手の了解のもと車内（ハンドル、ペダル、フロアマット）を消毒する。（管理者）
6. 消毒の実施後、「車両消毒済証明書」（様式 1）に押印（サイン可）して運転手に渡す。（管理者）

必要に応じ、家畜伝染病予防法等に基づく車両消毒であることを説明する
交代時には、作業内容や状況を「消毒ポイント作業記録簿」（様式 4）を記入して、次の班に伝達する。

防護服、手袋等は使用后、防疫資材用ゴミ袋に廃棄する。

管理者は、使用した消耗品を「消毒関係消耗品等使用簿」（様式 3）に記帳する。
管理者は、前日の「消毒ポイント作業記録簿」（様式 4）、「車両消毒記録簿」（様式 2）を南部地域普及課に報告を行う。

1 1 業務委託

消毒ポイントの作業については、作業開始後 4 日目を目途に、県防疫対策本部から業者に業務委託することとしている。

(1) 引継ぎ

各消毒ポイントの管理者は、委託業者に対して「車両消毒業務引継書(様式 5)」により、業務内容、手順、報告内容を伝え、業務を引き継ぐ。

(2) 資機材の継承

県が導入した資機材、特にリース機材については、委託業者へ継承する。

1 2 消毒ポイントの撤収

制限区域が解除され、消毒ポイント業務が終了した場合は、南部地域普及課、北部地域普及課、家保で消毒ポイントの撤収を行う。

(1) リース資材

- ・制限区域の解除等の連絡については北部地域普及課から行う。
- ・リース資材については、県職員立ち合いのもと引き渡す。

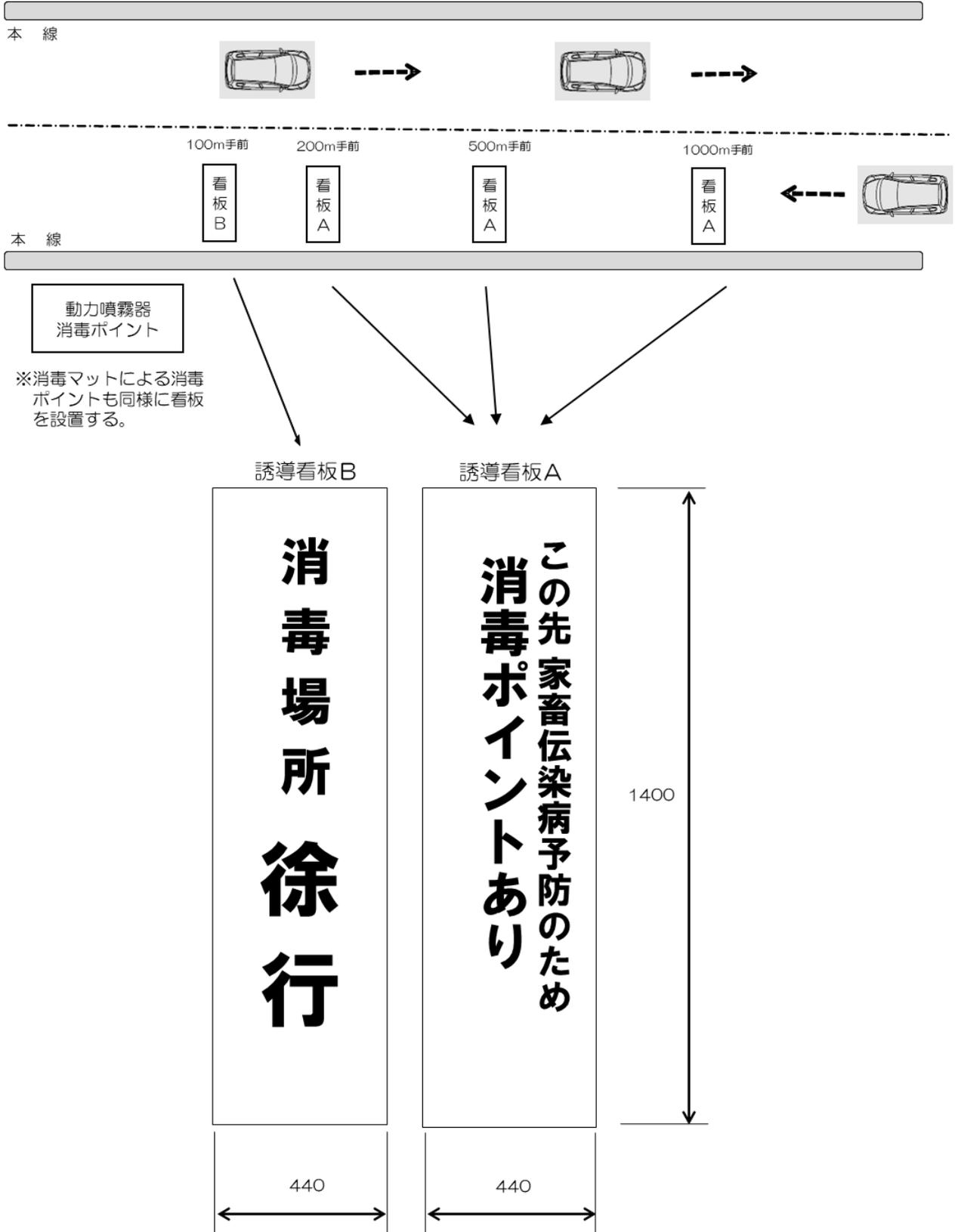
(2) 備蓄資材等

- ・備蓄資材から搬送された資材のうち、再利用可能な資材については、振興局で清掃後、県防疫対策本部資材班が手配するトラックに積み込み、県備蓄倉庫へ運搬する。県備蓄倉庫への収納は、県本部資材班が担当。

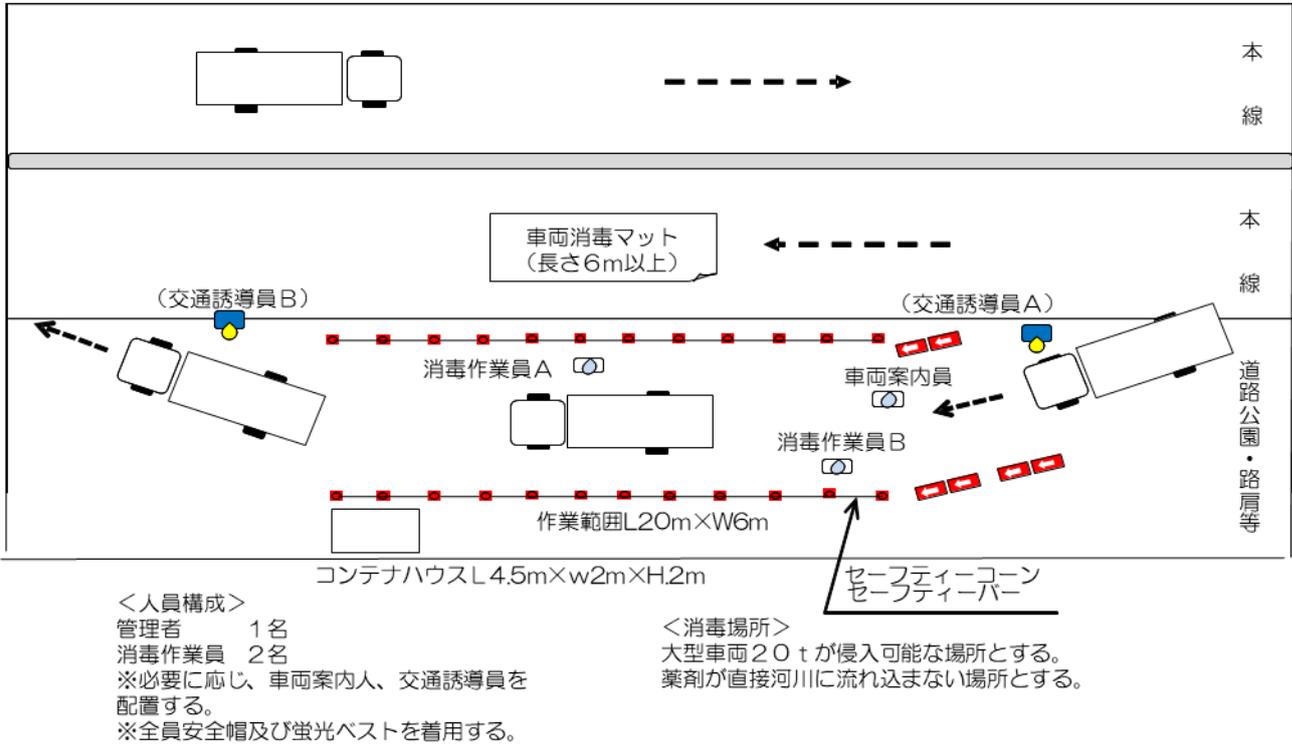
消毒ポイント看板作成及び設置要領

〔設置例〕

※看板は道路等の特殊性に応じて数量を増加させる。



消毒ポイント作業実施体系図



畜産関係車両の一例

《飼料運搬車》



《家きん運搬車》



《集卵車》



消毒ポイント 1 か所あたりの必要資材

No.	資材名	数量	備考
1	防護服	50 着	かご台車 A
2	防護キャップ	100 枚	かご台車 A
3	ディスポマスク	100 枚	かご台車 A
4	インナー手袋	50 双	かご台車 A
5	長靴	5 足	かご台車 A
6	ガソリン缶	3 個	かご台車 A
7	逆性石鹼	10 本	かご台車 A
8	手動ポンプ	1 個	かご台車 A
9	水タンク (20L)	1 個	かご台車 A
10	看板	4 個	かご台車 A
11	給水用ホース (30m)	1 本	かご台車 B
12	アウター手袋	6 双	かご台車 B
13	軍手	50 双	かご台車 B
14	タオル	45 枚	かご台車 B
15	合羽	15 着	かご台車 B
16	安全ベストヘルメット	6 個	かご台車 B
17	カラーコーン	22 個	かご台車 B
18	コーンバー	20 個	かご台車 B
19	コーンヘッド	22 個	かご台車 B
20	踏込消毒槽 (プラスチックコンテナ HC-40)	1 個	かご台車 B
21	懐中電灯	2 個	かご台車 B
22	画板	2 個	かご台車 B
23	ガムテープ	2 個	かご台車 B
24	乾電池 (単一)	16 本	かご台車 B
25	乾電池 (単二)	16 本	かご台車 B
26	杭	4 本	かご台車 B
27	計量カップ	1 個	かご台車 B
28	ジョウロ	1 個	かご台車 B
29	速乾性消毒薬	2 個	かご台車 B
30	灯油缶	4 個	かご台車 B
31	筆記具 (油性マジック) 細書	3 個	かご台車 B
32	ビニール袋 (透明、70L) (10 枚入)	10 袋	かご台車 B
33	ポリバケツ (20L)	1 個	かご台車 B
34	消毒ポイントセット (荷造り紐、ハサミ)	1 個	かご台車 B
35	誘導灯	2 本	かご台車 B
36	動力噴霧器 (高圧洗浄機) 取扱説明書添付	2 台	リース

37	水タンク(500L)	2 個	リース
38	簡易トイレ(洋式希望)	1 室	リース
39	投光機(発電機付)	2 基	リース
40	ストーブ	2 台	リース
41	コンテナハウス(電気接続作業を含む)	1 台	リース
42	発電機(コンテナ照明用)	1 基	リース
43	照明器具(持ち運び可能なもの)	2 基	リース
44	ポータブル発電機	2 基	リース
45	テント(2間×3間(3.565m×5.34m))	0 張	リース
46	机	2 台	リース
47	パイプ椅子	6 脚	リース

その他消耗品

1	トイレットペーパー(12巻入り)	1 袋/ト	購入
2	貼るカイロ	1 個/人	購入
3	靴下用カイロ	1 個/人	購入
4	鍋	1 個/所	備蓄資材
5	やかん	1 個/所	備蓄資材
6	飲み物	1 本/人	購入
7	カップヌードル	2 個/人	購入
8	水(ミネラルウォーター)	1 本/人	購入
9	橋・フォーク	1 本/人	購入

消毒ポイント様式

様式 1

【実施番号： 】

車両消毒済証明書

設 置 場 所

車 両 番 号

消毒年月日及び時間

令和 年 月 日 時 分

上記の車両を消毒したことを証明する。

長崎県

消毒実施機関名又は業者名	印 (サイン可)

実施番号は、通し番号とし実施年月日で整理する。なお、様式 2 (車両消毒実施記録) と同じ番号にする。

車両消毒実施記録

消毒ポイント設置場所【 】 実施年月日： 令和 年 月 日

実施番号	実施時間	車両番号	積荷の種類 (をつける)						始点	ルート	終点	県からの車両の場合で車両消毒されたか? (. x)	備考
			生きた家さん	卵 (洗卵前)	家畜の死体	敷料、飼料、排せつ物等	家さん飼養器具	その他					
(例)	17:15	長崎 あ〇〇-〇〇				敷料 飼料 排せつ物		県 〇〇市	インター~ R	県 〇〇市			

- 1 実施番号は、通し番号とし実施年月日で整理する。なお、様式 1 (車両消毒済証明書) の実施番号と同じ番号にする。
- 2 〇の場合は〇〇県での消毒済証明書番号を記入。 3 社は車体の記載名などからわかる範囲で記入。

様式 3

消毒関係消耗品等使用簿

消毒ポイント設置場所【

】

上段：使用数 下段：残数

	消毒薬	防護服 (着)	マスク (枚)	手袋 (双)	その他	確認者 (確認時間)
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						

様式 5

業務引継ぎ書

車両消毒業務引継ぎ書
消毒ポイント設置場所【 】

令和〇年〇月〇日

前任者：所属・氏名	後任者：所属・氏名
-----------	-----------

業務内容・役割

	【時間】	【業務項目】	【業務内容】	【使用資機材等】
業務の流れ ↓				

県 備 品：別紙リスト参照

その他：引継ぎ事項 県担当者（畜産課）連絡先： 県消毒業協同組合業務統括管理者携帯：111-2222-3333

様式 5 (記入例)

業務引継ぎ書

車両消毒業務引継ぎ書				
消毒ポイント設置場所【 】				
令和〇年〇月〇日				
前任者：所属・氏名 県北振興局南部地域普及課 太郎		後任者：所属・氏名 県消毒業協同組合 一郎		
業務内容・役割 ・ 畜産関係車両を対象にした動力噴霧器による車両消毒（タイヤ周り、車底を重点消毒） ・ 逆性石鹼（アストップ 1000倍など）を使用（飛散や流亡に注意） ・ 車両ナンバーの記録、車両消毒済証明書発行				
業務 の 流 れ ↓	【時間】 指定された 時間	【業務項目】 県消毒業協同 組合に作業実 績を報告	【業務内容】 ・ 消毒器具の確認 ・ 消毒薬の確認 ・ 車両消毒の実施 ・ 運転手に車両消毒証明書（様式 1） を発行 ・ 車両消毒実施記録（様式 2）に記録 ・ 消毒ポイントの作業記録簿（様式 4）の記録 ・ 前日の作業実績として、車両消毒実 施記録（様式 2）、消毒ポイント作業 記録簿（様式 4）を県消毒協同組合の 指示に従い報告	【使用資機材等】 ・ 別紙リスト参照 ・ 消毒ポイント綴り （マニュアル、様式 等） ・ 機械の故障又は不 具合が生じた場合は管 理責任者から業務統括 管理者へ報告
	県 備 品：別紙リスト参照			
その他：引継ぎ事項 県担当者（畜産課）連絡先： 県消毒業協同組合業務統括管理者携帯：111-2222-3333				

国用

道路占用 $\left(\begin{array}{cc} \text{廃止} & \text{一般継承} \\ \text{名称変更} & \text{住所変更} \end{array} \right)$ 届出書

九州地方整備局長 殿

第 年 月 日

住所 〒

氏名
(担当者)
TEL

さきに許可(回答)のあった道路占用については、下記のとおり届け出ます。

記

占有場所	一般国道 号 (上り・下り)(距離標)	地先 ()
最新の許可年月日番号	令和 年 月 日	国九整福占 第 号
理由		
内容		
その他		

(注)

- 1 必要とする届出種類を選択すること。
- 2 理由欄には、届出の提出に至る具体的理由を記載すること。

県用

様式第1号(平3規則3・全改)

道路占用許可申請書
協 議

(道路管理者) 様

新規	更新	変更	(番号)
			年 月 日
			年 月 日

〒
住 所
氏 名
担当者
T E L

印

道路法 第32条 の規定により 許可を申請 します。
第35条 協 議

占用の目的			
占用の場所	路 線 名		車道・歩道・その他
	場 所		
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用の期間	年 月 日から	間	占 用 物 件 の 構 造
	年 月 日まで		
工事の期間	年 月 日から	間	工 事 実 施 の 方 法
	年 月 日まで		
道路の復旧 方法		添付書類	
備考			

記載要領

1 「許可申請 協 議」、「第32条 及び 許可を申請 協 議」については、該当するものを○で囲むこと。

2

新規	更新	変更
----	----	----

 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前許可者または回答書の番号及び年月日を記載すること。

3 申請者が法人である場合には、「住所」の単は主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。

4 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以下の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。

5 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上記に変更前のものを()書きすること。

6 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合にmその書類名を記載すること。

別記様式第六（第十条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">道 路 使 用 許 可 申 請 書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">警 察 署 長 殿</p> <p style="margin: 0 0 0 150px;">住所 申請者 氏名</p>					
道路使用の目的					
場所又は区間					
期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで				
方法又は形態					
添 付 書 類					
現 場 責 任 者	住 所				
	氏 名	電 話			
<p style="text-align: center; font-size: 1.1em;">第 号</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.1em;">道 路 使 用 許 可 証</p> <p style="margin-top: 10px;">上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">条 件</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">警 察 署 長 印</p>				条 件	
条 件					

- 備考
- 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、書たるJむしよの所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
 - 3 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

- 1 2 本県で発生し、県央・長崎地区及び県北地区に消毒ポイントが設置される場合の対応
 - (1) 県北地区で発生し、県央・長崎地区に消毒ポイントを設置する場合
 - 1) 消毒ポイント案の作成
県北家保は、簡易検査陽性後、中央家保と調整の上、消毒ポイント設置案を作成する。管内消毒ポイントの使用の可否を確信するとともに、中央家保から報告された初動防疫報告票 3 を取りまとめ、全ての消毒ポイント分の初動防疫報告票 3 を作成し、県防疫対策本部に報告する。
 - 2) 初動防疫報告票 6 の作成
初動防疫報告票 6 については、県央・長崎地区に設置する消毒ポイントも含め、県北家保が作成する。
 - 3) 消毒ポイント資材の確保・搬送
消毒ポイント資材のうちリース資材については、全ての消毒ポイント分を県北地区の資材班が確保する。
備蓄資材の後方支援センターから各消毒ポイントへの備蓄資材の搬送及び消耗品等の不足資材の確保については、消毒ポイントを管轄する地区の資材班がそれぞれ行う。(第 章第 7 の 1 3 参照)
 - 4) その他の消毒ポイントに係る作業については、管内発生時に準じる。
 - (2) 県央・長崎地区で発生し、県北地区に消毒ポイントを設置する場合
 - 1) 消毒ポイント設置案の作成
県北家保は、簡易検査陽性後、中央家保と調整の上、消毒ポイント設置案を作成する。管内消毒ポイントの使用の可否を確認後、初動防疫報告票 3 を作成し、発生地家保へメール送信するとともに、電話連絡を行う。
 - 2) 初動防疫報告票 6 の作成
初動防疫報告票 6 については、県北地区に設置する消毒ポイントも含め、中央家保が作成する。
 - 3) 消毒ポイント資材の確保・搬送
消毒ポイント資材の確保・搬送については、(1) の 3) と同様。
 - 4) その他の消毒ポイントに係る作業については、管内発生時に準じる。
- 1 3 佐賀県で発生し、県北地域に消毒ポイントを設置する場合の対応
 - (1) 消毒ポイントのとりまとめを行う対策本部の地区の区分
発生地が伊万里市、有田町の場合：県北地区
発生地が武雄市、嬉野市、鹿島市、太良町の場合：県央・長崎地区
 - (2) 消毒ポイントの設置案の作成
発生地が の場合は、県防疫対策本部及び中央家保と調整の上、県北家保が全ての消毒ポイント(県央地区にも消毒ポイントを設定する場合は、県央地区の消毒ポイント情報も含む。) を取りまとめた初動防疫報告票 3 を作成する。
発生地が の場合は、必要に応じ県北地区の消毒ポイントの初動防疫報告票 3

を作成し、中央家保にメール送信するとともに電話連絡を行う。

(3) 初動防疫報告票 6 の作成

(1) の区分に基づき、とりまとめ地区の家保が全ての消毒ポイント分(県央・長崎地区及び県北地区の両地区に消毒ポイントが設置される場合を含む。) を取りまとめた初動防疫報告票 6 を作成する。

(4) 消毒ポイント資材の確保・搬送

リース資材については、(1) の区分に基づき、とりまとめを行う地区の資材班が、全ての消毒ポイント分のリース資材を確保する。

備蓄資材については、とりまとめ地区の資材班が、県本部資材班に直接消毒ポイントへ搬送するよう依頼する。

消耗品等の不足資材については、消毒ポイントを管轄する資材班がそれぞれ確保する。

(第 章第 7 の 1 4 参照)